

農業委員会からのお知らせ 問い合わせ 農業委員会事務局 ☎72-2101(内線442)

令和7年度農作業標準労賃・機械作業標準料金

今年度の農作業標準労賃と機械作業標準料金が、農業委員会で決まりました。労賃や料金の支払いの際は参考にしてください。

【農作業標準労賃（1日8時間）】

作業の種類		賃金（1時間あたり）	
稲作・畑作	一般作業	998円	※県最低賃金に準拠
草刈り	畦畔管理作業	1,900円	※刈払機・燃料代等含む
果樹	せん定作業	1,540円	

○食事は作業者の負担としています。
○1日当たり実労働時間8時間を基準としています。
○ほ場条件等が悪い場合は、協議して別途割増料金としてください。

【機械作業標準料金（10アール当たり）】

作業の種類	料 金	摘 要
耕 起（稲作・畑作）	8,000円	トラクターとロータリー12cm耕起を標準 ※
代かき （一番・二番とも5a未満割増）	8,500円	トラクターと代かきハロー ※
畦塗り作業1 mあたり	79円	
田植え作業	11,600円	田植え機 植え付けのみ ※ 側条施肥田植え 1,000円増（肥料代別）
刈取作業 （バインダー）	11,900円	結束ひも含む
脱穀作業 （ハーベスター）	10,700円	生脱 20%増
肥料散布 （散布のみ）	3,900円	ライムソー・ブロードキャスター
コンバイン	23,900円	コンバイン刈り 粃搬入及び結束ひもは別途

○各作業の詳細については委託時に確認してください。
○※の作業については5a未満2割増
○ほ場条件(作業の難易、土質、大小等)により加減できます。
○燃料価格の影響については、双方の話し合いにより調整してください。